

■ 基本的な考え方

宿泊施設においては、車椅子使用者、聴覚障がい者等が利用しやすい客室の整備や非常時の誘導・避難等に配慮する必要があります。

■ バリアフリー整備基準

内 容		関連条項	対象規模
一 般 基 準	①客室の総数(A)が25以上である場合、車椅子使用者用客室を次の数以上設けているか ・ $25 \leq A \leq 200$ の場合 $\rightarrow A \div 50$, ・ $200 < A$ の場合 $\rightarrow A \div 100 + 2$	令16-1 条 18-1	客室の総数が10以上かつ床面積の合計が200㎡以上
	②客室の総数(A)が25以上である場合、聴覚障がい者用客室を次の数以上設けているか ・ $25 \leq A \leq 200$ の場合 $\rightarrow A \div 50$, ・ $200 < A$ の場合 $\rightarrow A \div 100 + 2$	条 18-1	
	【①の車椅子使用者用客室が「有」の場合③～⑧に適合するか】		
	③床面は滑りにくい材料で仕上げているか	条 18-2-1	
	④室内は車椅子使用者が円滑に利用できる空間を確保しているか	条 18-2-2	
	⑤電話機、コンセント、スイッチ等は車椅子利用者が円滑に利用できる高さであるか	条 18-2-3	
	⑥回転灯その他の聴覚障がい者に緊急情報を伝達できる設備を設置しているか	条 18-2-4	
	⑦当該客室内に便所を設けているか 【当該客室と同じ階に代替で設けた共用の車椅子使用者用便房があれば、当該便房について(1)～(3)に適合するか】	令16-2-1	
	(1)便所内に車椅子使用者用便房を設けているか	令16-2-1-1	
	(ア)腰掛便座、手すり等を適切に配置しているか	令 14-1-1	
	(イ)車椅子使用者が円滑に利用できる空間を確保しているか	令 14-1-1	
	(ウ)操作が容易な大便器洗浄装置(くつべら式、光感知式等)を設置しているか	条 17-3-1	
	(エ)手洗い器に特定水栓(レバー式、光感知式等)を設置しているか	条 17-3-2	
	(2)出入口は、幅80cm以上であるか	令16-2-1-1	
	(3)戸は自動開閉等で車椅子使用者が通過しやすく、その前後に高低差はないか	令16-2-1-2	
	⑧当該客室内に浴室(浴室又はシャワー室)等が設けているか 【当該客室と同じ建築物内に共用の浴室等があれば、浴室等について(1)～(3)に適合するか】	令16-2-2	
	(1)車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造	令16-2-2-1	
	(ア)浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置しているか	国告 1495-1-1	
	(イ)車椅子使用者が円滑に利用できる空間を確保しているか	国告 1495-1-2	
	(2)出入口は、幅80cm以上であるか	令16-2-2-1	
	(3)戸は自動開閉等で車椅子使用者が通過しやすく、その前後は高低差がないか	令16-2-2-1	
	【②の聴覚障がい者用客室が「有り」の場合⑨に適合するか】		
	⑨回転灯その他の聴覚障がい者に緊急情報を伝達できる設備を設置しているか	条 18-3	

■ バリアフリー整備基準の解説

<一般基準> ●バリアフリー整備基準 ◇望ましい基準

項目	解 説	参照条文等
①② ・車椅子使用者用客室 ・聴覚障がい者用客室	●車椅子使用者用客室、聴覚障がい者用客室は利用居室として扱われるため、当該客室までの経路は移動等円滑化経路として整備する。 ※増築等の場合は、当該増築部分の客室の数とする。 ●車椅子使用者用客室及び聴覚障がい者用客室の数は、<u>それぞれ次の客室数</u>を整備する。 ・客室が25室以上 200 室以下の場合：全客室総数×1/50 以上を設置する。 ・客室が 200 を超える場合：全客室総数×1/100+2以上を設置する。 ※1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数以上設ける。	条 18-1
◎出入口戸	●車椅子使用者用客室及び聴覚障がい者用客室は利用居室に該当するため、出入口の幅は80cm以上とする。 ◇ドアの内側に、大きな文字で色にコントラストを付けた、避難情報及び避難経路の表示等は、床から 140 cm程度(車椅子の目線に配慮した)の高さに設置する。また、漢字以外にひらがなや外国語を併記するとともに、図記号を使用するなど、わかりやすい表示とする。 ◇アイスコープは、一般客室と同じ高さの他に、床から 100～120 cm程度の高さに設け、戸の付近にカメラ付きインターホンを設置する。 ◇視覚障がい者に配慮し、客室の鍵はわかりやすく操作しやすいものとして、工夫等が必要となる。 ◇客室出入口の開閉のため、客室出入口戸が内開きや引き戸の場合、戸の取手側に、袖壁の幅 45 cm以上の接近スペースの設置が望ましい。	【図 3】 標 2-11.2.3.2 標 2-11.2.3.3
◎室名表示	◇客室出入口の戸には、高齢者・障がい者等がわかりやすいよう部屋番号、室名等を表示する。この場合は、視覚障がい者への対応として、点字と浮き彫り文字による表示を併用する。	標 2-11.4.1.3 標 2-7.2.2.4 【図 3】
以下の、③～⑧は車椅子使用者用客室のみに適用する		
③仕上げ	●床の表面は滑りにくい仕上げとする。 ◇車椅子の操作が困難になるような毛足の長いじゅうたんを、床の全面に使用することは避ける。	条 18-2-1 標 2-11.2.3.4
④客室の大きさ	●客室内には車椅子使用者が円滑に利用することができる空間を確保する。 ・各設備を使用でき、車椅子使用者が 360°回転できるよう、直径 150 cm以上の円が内接できるスペース又は 180°転回できるよう 140 cm以上×140 cm以上のスペースを 1 以上設けることが望ましい。(家具等の下部に車椅子のフットレストが通過できるスペースが確保されていれば、その部分も有効スペースとする。) ベッドの移動等、客室のレイアウトの変更による対応でも可能とする。	条 18-2-2 【図 1】

項目	解 説	参照条文等
⑤ 操作系スイッチ等	●電話機、コンセント、スイッチ類は、車椅子の使用に配慮した高さ及び位置とする。 ◇室内の電話機は、ベッドから手が届く位置に設ける。 ◇ベッド上で室内の照明を点灯・消灯できるものとする。 ◇コンセントの中心高さは、床から 40 cm程度とする。 ◇スイッチ類(特殊なスイッチを除く)の中心高さは、110 cm程度(ベッド周辺においては80～90cm程度)とする。 ◇照明はリモコンやタブレット等で操作できるものとする。 ◇照明は間接照明とし、光源が利用者に直接見えないようにする。 ◇電動車椅子のバッテリー充電のため、各室内の利用しやすい位置に床から 40 cm程度の高さにコンセントを設ける。 ◇スイッチ等は、大型で操作が容易なものとし、軽い力で指先以外でも操作できるものとする。また、夜間でもその位置が分かるように配慮する。 ◇スイッチ及び壁の仕上げ材料等は、スイッチ等と壁の色のコントラストを確保し、点字による標示を行う。 ◇同一の建築物内の用途のスイッチ等は、統一した設置高さ、設置位置、デザインとする。 ◇タッチパネル式のスイッチは視覚障がい者にとって、わかりにくいいため望ましくない。	条 18-2-3 標 2-11.2.3.8.2 標 2-18.5.1.1 【図 4】
◎収納棚	◇収納は、車椅子使用者の利用に適した位置とする。 ◇棚の高さは、下端:床から 30～40センチ程度、上端:床から 100～120 cm程度、奥行は最大 60 cm程度とする。 ◇ハンガーパイプやフックの高さは床から 100～120cm程度とするか、高さの調節ができるものとする。 ◇戸を設ける場合、取手は使いやすい形状とする。	標 2-11.2.3.8.5 【図 4】
◎ベッド周辺	◇ベッド周りや入口には、ベッドが利用しやすいように車椅子が回転できるスペースとして直径 150 cm以上のスペースを確保する。 ベッドや家具の移動等(簡単にできるものに限る)による対応でも可能とする。 ◇車椅子使用者の利用に配慮しベッドやベッドサイドのキャビネットを床に固定することは避ける。 ◇ベッドの側面には、車椅子が転回できる 140 cm以上のスペースを確保する。 ◇ベッドの高さは、車椅子の座面の高さ(40～45 cm)程度とし、車椅子のフットレストが下部に入るもの(高さ 25 cm程度)とする。 ◇ヘッドボードの高さは、マットレス上面より30cm以上とし、ベッド上で寄りかかりやすい形状とする。 ◇ベッドサイドキャビネットの高さは、マットレス上面より10cm程度とする。	【図 1】 【図 2】 標 2-11.2.3.8.1 標 2-11.2.3.8.2
◎バルコニー、テラス	◇窓やカーテン等は、車椅子使用者も開閉できるよう床面から110cm程度の高さで操作できるようにする。 ◇バルコニー、テラス等へ主要な出入口への有効幅員は、80cm以上とし、引き戸や引き違い等、車椅子使用者等が容易に開閉して通過できる構造とする。	標 2-11.2.3.7
⑥ 緊急情報伝達設備	●聴覚障がい者へ緊急報等を伝達する手段となる回転灯(パトライト)やフラッシュライトなどを設置する。 ●「25 非常警報設備」の参考とするべき項目の解説を準用する。 ◇振動により伝える室内信号装置(ドアノック音等を受信する装置)の貸し出しについても配慮する。	条 18-2-4 標 2-17.2.1.2.2

項目	解 説	参照条文等
⑦ 客室内の便 房	●客室内の便所には、車椅子使用者用便房を設ける。 ●「08 便所」の車椅子使用者用便房の解説を準用する。 ただし、客室のある階に車椅子使用者用便房が設けられた共用便所がある場合はこの限りでない。	令 16-2-1-1 標 2-11.2.3.5 【図 1】
◎出入口	●車椅子使用者用便房の出入口の有効幅は、車椅子が通行できる幅 80cm 以上とする。 ●「02 出入口」の移動等円滑化経路の基準の解説②④戸の形式を準用する。	令 16-2-1 【図 1】
⑧ 客室内の浴 室	●客室内には、車椅子使用者が円滑に利用できる浴室又はシャワー室(以下、「車椅子使用者用浴室」という。)を設ける。 ●「09 浴室又はシャワー室」のバリアフリー整備基準の解説を準用する。 ただし、当該建築物内に基準を満たした共用の浴室等がある場合はこの限りでない。	令 16-2-2 標 2-11.2.3.6 国告 1495 号
⑨ 聴覚障がい 者用客室	●聴覚障がい者へ緊急報等を伝達する手段となる回転灯(パトライト)やフラッシュライトなどを設置する。 ●「25 非常警報設備」の参考とするべき項目の解説を準用する。 ◇振動によって伝える室内信号装置(ドアノック音等を受信する装置)の貸し出しについても配慮する。	条 18-3
留意事項	◇車椅子使用者用客室は、エレベーターから出来るだけ近い位置に設ける。 ◇客室の床には、原則として段差を設けない。客室の一部に和室や畳の小上がりスペースを設ける場合は、車椅子使用者の座面高さと同等(40～45 センチ程度)の高さとする。 ◇必要に応じて手すりを設ける。 ◇便所・浴室等の出入口に至る通路が直角路となる場合は、便所・浴室等の出入口付近における通路の有効幅員は、100 cm以上とする。	標 2-11.2.3.3

■ 参考図

図 1 客室の整備例

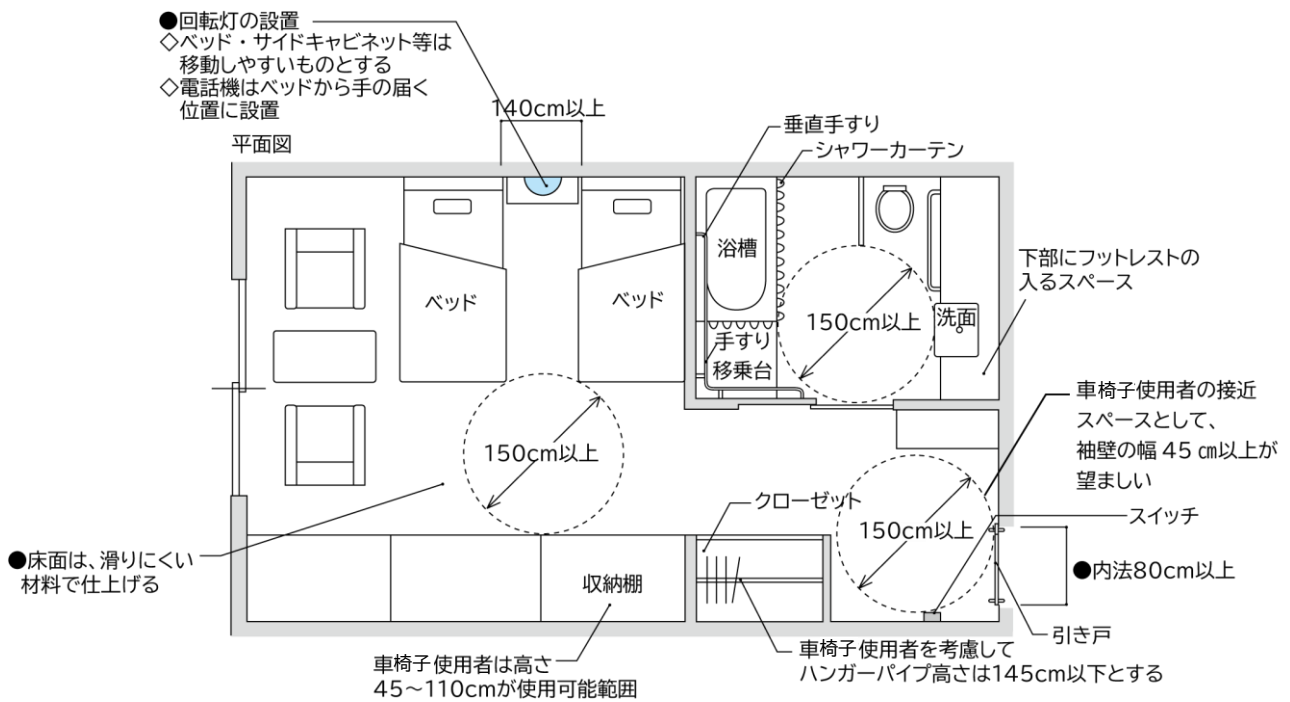
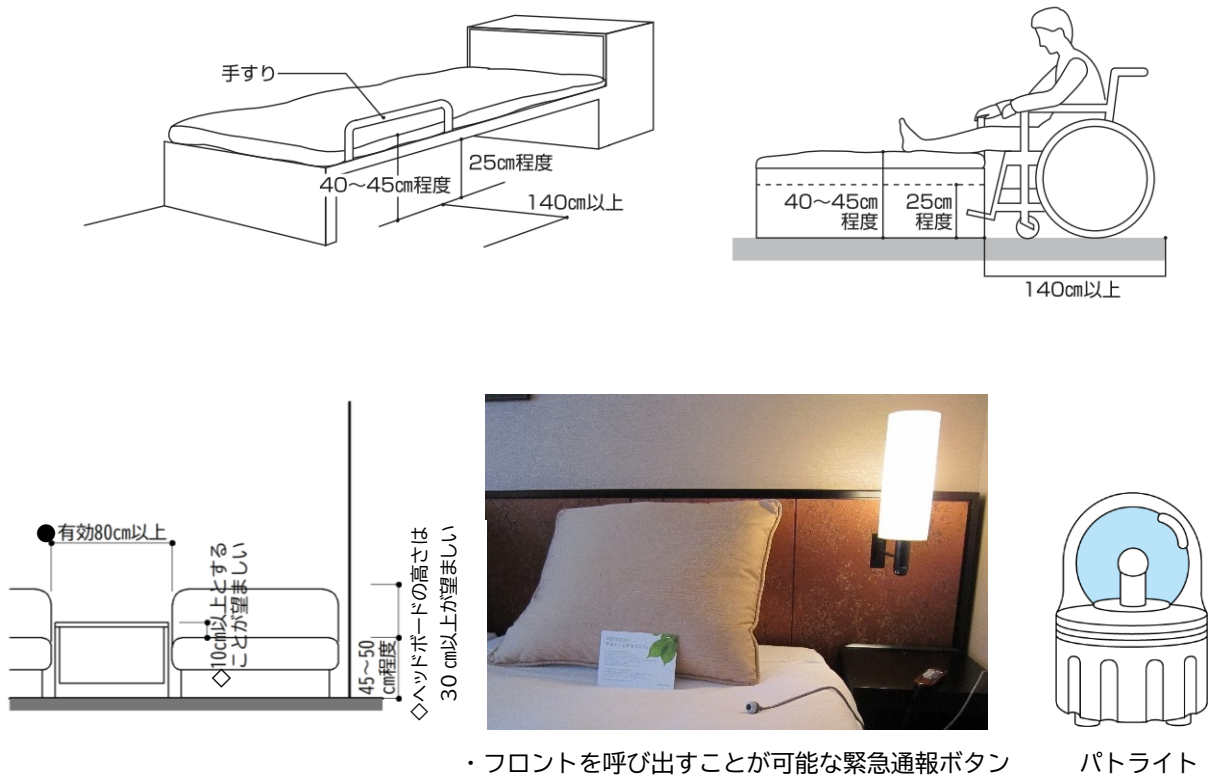


図 2 ベッドの高さ

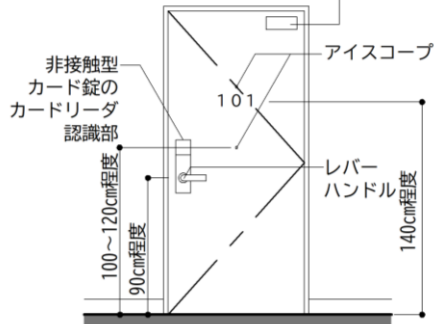


■ 参考図

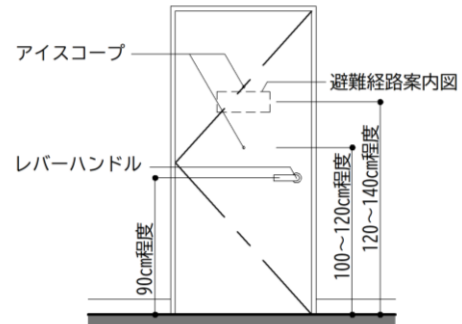
図3 客室出入口戸の例

<客室出入口の開き戸(廊下側)の例>

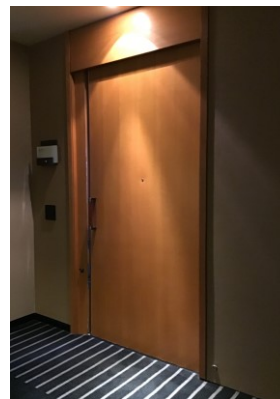
戸が90度以上開くようドアクローザーの収まるスペースを確保し、戸当たりの位置を工夫するとともに、取っ手が壁にあたらないよう、戸の吊元のスペースを確保することが望ましい。



<客室出入口の開き戸(客室側)の例>



- ・棒状の取手が設けられた開き戸形式の客室出入口
- ・数字と背景の色の組み合わせを工夫した、浮き文字による室番号表示



- ・引き戸形式の客室出入口



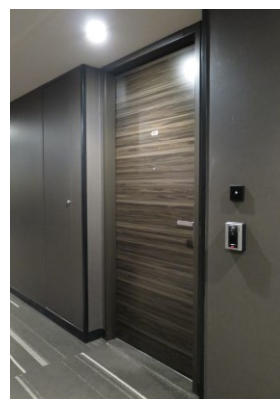
- ・車椅子使用者の見やすさに配慮した高さに設けられたアイスコープ、避難情報及び避難経路の表示



サムターン錠



- ・棒状の取手が設けられた開き戸形式の客室出入口及び、戸先のサムターン錠とは逆側に設けられたプッシュボタン方式のドア開錠スイッチ

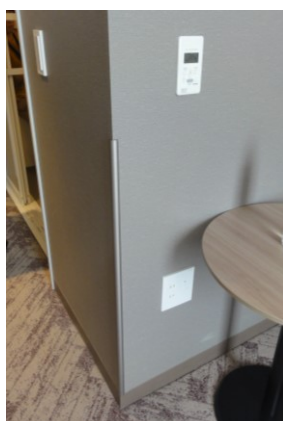
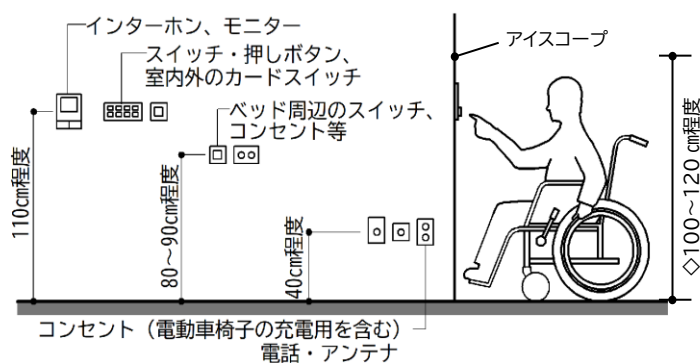


- ・客室出入口に設けられたカメラ付きインターホン（左）室内のモニター（右）は床から100cmの高さに設置



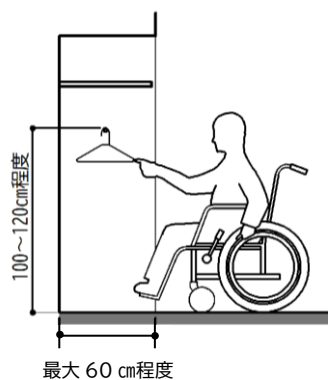
図 4 コンセント・スイッチ、ハンガーパイプ高さ

<コンセント、スイッチの高さの例>

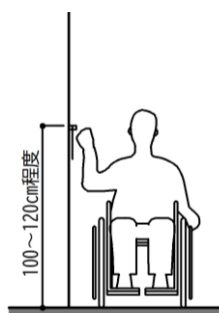


- ・コンセントは床から高さは約40cmに設置
- ・スイッチは床から約100cmの高さに設置
- ・電動車椅子のバッテリー充電のため、床から約40cmの高さにコンセントを設置
- ・扉の施錠・解錠装置、インターホンのモニター、空調スイッチは床から110cmの高さ（中心高さ）に設置

<ハンガーパイプとフックの例>



- ・金物を2カ所に設置し、ハンガーパイプの高さ調整ができる収納



- ・床から約120cmの高さにも設けられたフック

